

行動規範

平成 27 年 3 月 31 日制定

令和 2 年 8 月 1 日改正

「公的研究費の管理・監査要領」の規定に基づき、群馬県立産業技術センター（以下「センター」という。）における公的研究費の使用に関する行動規範を以下のとおり定める。

公的研究費による研究に関し、当該研究を行うセンターの研究員及びその事務処理に従事する全ての職員（以下「職員」という。）は、これを遵守し、適正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 職員は、公的研究費がセンターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、その使用に関する説明責任を果たさなければならない。
2. 職員は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令及びセンターの諸規程、公的研究費の使用ルール等を理解し、遵守しなければならない。
3. 職員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正防止に努めなければならない。
5. 職員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において疑念や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。